

2019年版
<第2版>

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険



まもりすまいリフォーム保険

事業者様用

保険申込の手引き



住宅保証機構株式会社

事業者のみなさまへ

この度は「まもりすまいリフォーム保険」のご利用をご検討いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

リフォーム保険の事業者登録や保険契約申込につきましては、本手引きをご覧ください、
お手続きいただきますようお願いいたします。

ご不明な点は住宅保証機構、または保険申込窓口までお問い合わせください。

(住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)

※ 事業者登録申請書、保険契約申込書等は、ホームページからダウンロードできます。

(住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/>)

まもりすまいリフォーム保険 保険申込の手引き

- 目 次 -

I 事業者登録の手続きについて

1. 事業者登録の概要	P 1
2. 事業者登録申請の手続き	P 3
3. 事業者登録証の発行等	P 4
4. 事業者情報の公開	P 4
5. 登録内容の変更	P 5
6. リフォーム事業者登録の取り止め等	P 5

II 保険契約の申込手続きについて

1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ）	P 6
2. 現場検査	P 13
3. 保険証券発行	P 16
4. 保険契約の取下げ・解除	P 17



I 事業者登録の手続きについて

1. 事業者登録の概要

まもりすまいリフォーム保険を利用するためには、事業者登録が必要です。リフォーム保険では事業者登録のための要件があり、事業者登録の際に確認しています。

(1) 申請者

まもりすまいリフォーム保険の契約者（被保険者）となる事業者様が対象です。

(2) 登録有効期間と事業者登録料

①登録有効期間

登録有効期間は、**リフォーム事業者登録日から1年間**です。

継続してこの保険を利用される場合には、1年ごとに事業者登録更新の手続きが必要です。

有効期限の3ヶ月前に、当社から事業者登録更新のご案内をお送りします。

②事業者登録料

事業者登録料は、まもりすまい保険（新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険）に係る事業者届出等の有無により、下記のとおりです。なお、受領した事業者登録料は返金できません。

登録区分		事業者登録料 (税込み)/年
新規登録	まもりすまいリフォーム保険のみご利用になる場合	16,500 円
	まもりすまい保険 届出事業者様等の場合 ^{注1)}	11,000 円
更新登録		11,000 円

注1) 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様、「まもりすまい既存住宅保険」または、「まもりすまい大規模修繕かし保険」の登録事業者様、当社が認定したリフォーム団体の会員事業者様等の皆様を対象です。

また、「まもりすまいリフォーム保険」の事業者登録申請と同時に「まもりすまい保険（新築）」等の事業者届出申請を行う場合も対象となります。

(3) 事業者登録の単位

事業者登録は法人ごとに行い、個人事業主の場合は事業者ごとに行います。



(4) 登録要件および欠格事由

1) 登録要件

事業者登録には、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- イ. 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- ロ. 次の条件をともに満たしている事業者
 - ・ 3年以上リフォーム工事業を営んでいること
 - ・ リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ハ. 次に掲げるいずれかの資格を有する者であって、上記ロの条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事した経験を持つ者が、代表者または主として工事に従事する事業者
 - ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士
 - ・ 一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
 - ・ 一級建築大工技能士、二級建築大工技能士

2) 欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には事業者登録を行うことはできません。また、すでに登録されている事業者様については、次のいずれかの事由が生じた場合には登録を抹消します。

- イ. 当該事業者を保険契約者および被保険者とする当社との間の保険契約（まもりすまいリフォーム保険に係るものに限らない。）において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- ロ. 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく低く保険の引受けに係る危険が特に大きいと当社が判断する場合
- ハ. 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により事業者登録を行った事業者
- ニ. 過去に上記イからハまでの規定により登録を抹消されてから3年を経過しない場合
- ホ. 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の規定により許可を抹消されてから5年を経過しない場合
- ヘ. 公的機関等により悪質事業者として公表されてから5年を経過していない場合
- ト. 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合



2. 事業者登録申請の手続き

(1) 事業者登録の窓口

事業者登録を行う事業者様は、下記(3)事業者登録申請に必要な書類に基づき、主たる事業所(本社、本店等)の所在地にある統括事務機関^{注1)}に必要な書類をご提出ください。

注1) 統括事務機関とは、事業者登録申請、保険契約申込を受付している保険申込窓口です。
連絡先については、住宅保証機構ホームページの「まもりすまいリフォーム保険のお申込窓口」(<https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)をご確認ください。

(2) 保険契約の重要事項説明

保険契約の内容等を十分にご理解いただくため、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。
保険契約内容等についてご不明な点は、当社または統括事務機関にお尋ねください。

(3) 事業者登録申請に必要な書類

事業者登録に必要な提出書類は、次のとおりです。

(◎:必須 ○:該当する場合のみ)

提出書類		備考
◎	1) まもりすまいリフォーム保険 事業者登録申請書 ^{注2)}	
○	2) 預金口座振替依頼書 ^{注2)}	「まもりすまい保険(新築)」等で提出済みの場合 不要です。
○	3) 建設業許可証(写)	「まもりすまい保険(新築)」、または「大規模修繕かし 保険」の登録事業者様は提出不要です。
○	4) 事業概要申告書(新規用) ^{注2)}	建設業の許可がない場合にご提出ください。
○	5) 支店等届出申請書 ^{注2)}	支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する 場合のみ、ご提出ください。
○	6) 団体会員であることを証する書面(写)	当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録して いる事業者様は、団体本部が発行する団体会員である ことを証する書面をご提出ください。

注2) ホームページからダウンロードいただくか(<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)、
最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。



3. 事業者登録証の発行等

(1) 登録審査結果の通知

登録審査を完了後、統括事務機関より事業者様に下記の書類を送付いたします。

送付書類
・リフォーム事業者登録要件適合通知書 兼リフォーム事業者登録料請求書 ・振込用紙

(2) 事業者登録料の振込み

リフォーム事業者登録要件適合通知書が届きましたら**2週間以内**に事業者登録料をお振込みください。

(3) 事業者登録証の発行

事業者登録料の入金を確認後、統括事務機関より「事業者登録証」を送付いたします。以上で事業者登録手続きは完了です。

4. 事業者情報の公開

(1) リフォーム事業者一覧のホームページへの公開

リフォーム事業者様の情報（商号、住所等の基本情報および保険加入実績）は、消費者のみなさまがリフォーム事業者様を選定する際の情報として活用していただくために、事業者登録の際に同意を得たうえで住宅保証機構のホームページに公開させていただきます。

(2) 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会への情報提供

また、公開に同意いただいた事業者情報につきましては、まもりすまいリフォーム保険のさらなる普及のため、機構より一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、「協会」といいます。）へ提供しております。このため協会においても事業者情報を活用し、公開する場合がございますので、ご了承ください。

提供例)

商号、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス、建設業許可番号、まもりすまいリフォーム保険契約件数



5. 登録内容の変更

事業者登録後、登録内容に変更が生じた場合には、変更の手続きをお願いいたします。

(1) 変更があった場合に通知が必要な事項

- ・商号、代表者名、郵便番号、住所、電話番号
- ・引き落とし口座に関する事項
- ・建設業法の許可内容
- ・有資格者の情報

(2) 提出書類

以下の書類を主たる事業所（本店等）の所在地のある統括事務機関にご提出ください。

（◎：必須 ○：該当する場合）

変更項目	提出書類
◎ 全ての変更事項 （住所、電話番号等）	事業者登録申請書 注1)
○ 引落口座の変更、口座名義の変更等	預金口座振替依頼書 注1)
○ 建設業許可について変更する場合 ・許可の有・無の変更 ・種類の変更 （例：知事許可から大臣許可に変更等） ・建設業許可日および許可番号の変更・更新になった場合等	建設業許可証（写）

注1) ホームページからダウンロードいただくか (<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。

6. リフォーム事業者登録の取り止め等

(1) 事業者登録の取り止めに希望する場合

事業者登録を申請した統括事務機関へご連絡ください。「事業者届出登録取止申請書」を統括事務機関よりお送りしますので、取止め理由等を記入の上、主たる事業所（本店等）の所在地のある統括事務機関にご提出ください。

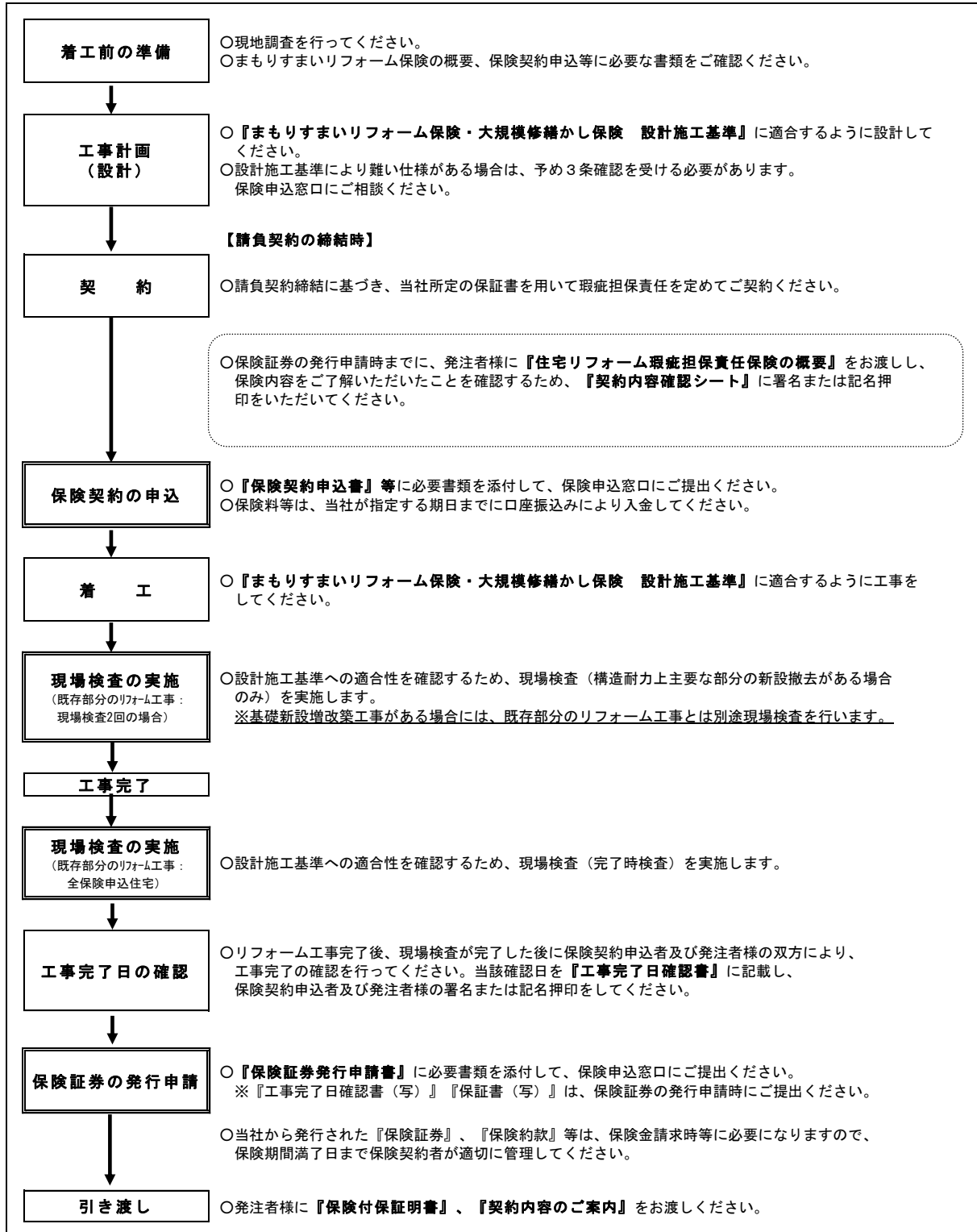
(2) 事業者登録が抹消となる場合

当社が定める欠格事由（P2 2）参照）に該当した場合は、事業者登録が抹消となります。詳細は重要事項説明書（まもりすまいリフォーム保険・リフォーム事業者用）にてご確認ください。



II 保険契約の申込手続きについて

1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ）





(1) 保険対象となる住宅の要件

①築年数、構造、工法は問いません。

ただし、**共同住宅・併用住宅(店舗付き戸建住宅等)**の場合は以下のとおりです。

・3階建て以下かつ500m²未満であること。

・4階建て以上または500m²以上の場合は各住戸内部のリフォーム工事のみ対象^{注1)}となります。

注1) 分譲マンションの場合は専有部分、賃貸マンションの場合は専有部分に相当する部分となります。併用住宅の場合、**店舗等(住戸以外)の内部リフォーム工事部分は対象外**となります。

②構造耐力上主要な部分に係る工事を実施する場合は、**新耐震基準**に適合している住宅であること。
新耐震基準に適合させる**耐震改修工事は保険対象**となります。

③リフォーム工事請負契約に基づき、当社所定の保証書で瑕疵担保責任について約定していること。

④当社が定める設計施工基準に適合しているリフォーム工事であること。

⑤基礎を新設して増築工事を行う場合は、「**基礎新設増築特約**」を付帯してお引受けします^{注2)}。

注2) 基礎新設増築特約を付帯できるのは、増築工事部分を**居住の用**に供する場合のみです。

(2) 保険契約申込の留意事項

①設計

「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準」^{*}に適合するよう設計をお願い致します。設計施工基準により難しい仕様がある場合、保険申込前に同基準第3条にもとづき確認(以下「3条確認」といいます。)を受けるか、既に3条確認がされている建材等を用いることが必要です。ご不明な点がありましたら、保険申込窓口にご相談ください。

②請負契約の締結

保険の対象となるリフォーム工事を請け負う際は、リフォーム発注者様との間で請負契約書を締結、または請負契約書に代わる書面を交わし、契約内容を明示いただくようお願い致します。

③保証書の発行

保険の対象となるリフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、当社指定の書式による保証書^{*}を発行していただきます。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払い事由となる瑕疵担保責任を履行したこととなります。なお、保証範囲を超えた内容の保証書を発行していただくことも可能ですが、当該リフォーム保険での保険金支払対象とはならないことにご注意ください。

④契約内容確認シート

まもりすまいリフォーム保険の保険証券発行申請までに、リフォーム発注者様に「リフォーム発注者のみなさまへ まもりすまいリフォーム保険の概要」^{*}をお渡しいただくと同時に、「契約内容確認シート」^{*}により、保険契約内容のうちリフォーム発注者様に特に知っていただきたい事項をご周知ください。

保険内容をご確認いただいた後、「契約内容確認シート」にリフォーム発注者様および保険契約申込者様の署名または記名押印し、保険証券発行申請時までに保険申込窓口にご提出ください。

^{*}ホームページからダウンロードいただくか (<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。

(3) 保険契約申込



①保険契約申込の単位

リフォーム保険の契約申込は、リフォーム工事の請負契約ごとに行います。

②申込プラン

保険契約は以下の4つのプランに区分されます。

申込プラン	工事内容
A 基本プラン	構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事
B 内外装・設備プラン	住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工事（防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む）
C 増築のみ	基礎を新設する増改築工事（別棟）
D 増築+基本プラン	基礎を新設する増改築工事、既存住宅部分の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事 ※基礎を新設して既存住宅に接続する場合も含む

③保険契約申込に必要な書類

②の申込プランにより、提出書類が異なります。

D「増築+基本プラン」の場合、ABおよびCの書類をご提出ください。

両方に◎印が付いている提出書類については、1部で結構です。

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

申込プラン	提出書類	備考
D	提出書類	備考
A B C		
既存部分のリフォーム工事	基礎新設増改築工事	
◎ ◎	1 まもりすまいリフォーム保険 保険契約申込書 ※	
◎	2 まもりすまいリフォーム保険 申込プラン・検査回数確認シート※	・「既存部分のリフォーム工事」を行う場合（A、B、Dの場合）、ご提出ください。

※ホームページからダウンロードいただくか (<https://www.mamoris.jp/download/>)、最寄りの統括事務機関に書類をご請求ください。保険申込窓口にも書類をご請求ください。



申込プラン		提出書類	備考
D	A B C		
◎	◎	<p>3 リフォーム工事に係る工事請負契約書等 (次のいずれか) (写)</p> <p>イ. 工事請負契約書 ロ. 注文書 (発注書)・請書 ハ. イ、ロ以外のリフォーム工事の「工事名称」、「発注者・請負人」および「請負金額」がわかる書面</p>	
◎	◎	<p>4 契約内容確認シート</p>	
◎		<p>5 リフォーム工事に係る見積書等 (次のいずれか) (写)</p> <p>イ. 見積書 ロ. イ以外の工事費用の内訳がわかる書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各工事の内訳が明示されている一覧表をご提出ください (「一式工事」等の内訳がわからない見積書は不可)。 「既存部分のリフォーム工事」と「基礎新設増改築工事」を含む場合は、「既存部分のリフォーム工事」に該当する請負金額がわかるように明示してください。 基礎新設増改築工事 (別棟) のみの場合は、添付不要です。
◎		<p>6 工程表または工事予定表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現場検査予定日を確認します。工事ごとの実施時期が分かるもの (表) をご提出ください。 基礎新設増改築工事 (別棟) のみの場合は、保険契約申込書別紙に検査予定日を記入することにより、添付不要とします。
		<p>7 設計図書一式</p>	
◎	◎	<p>イ. 付近見取図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現場所在地がわかるもの (住宅地図等のコピー可) をご提出ください。
	◎	<p>ロ. 配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「基礎新設増改築工事」の場合、増築工事部分を明記したものを提出ください。
◎	◎	<p>ハ. 平面図 (またはこれに代わる図面等※1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> リフォーム工事部位・範囲を明記したもの (部屋名や床・壁・天井などを明記) をご提出ください。 <p>※1 既存部分のリフォーム工事の場合、販売用のチラシの図面等 (間取りがわかるもの) に代えることができます。</p>
◎	◎	<p>ニ. 立面図 (またはこれに代わる図面等※2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> リフォーム工事部位・範囲を明記したものを提出ください。 <p>※2 既存部分のリフォーム工事、基礎新設増改築工事 (2階建以下の木造住宅の場合) の場合、屋根の形状および開口部の位置等がわかれば広告用のチラシの図面等に代えることができます。図示することが困難な部位に関しては併せて写真をご提出ください。</p>



申込 プラン	提出書類		備 考
	D	A B C	
◎	ホ、リフォーム工事詳細がわかる書面 (工事内容に応じて必要な書類を提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書内訳書(写) ・仕様書(写) ※3 ・上記に準ずる書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、断面図、見積書等の記載内容により、保険対象となるリフォーム工事の設計施工基準への適合が確認できる場合は、提出を省略できます。 ※3 保険対象となるリフォーム工事の設計施工基準への適合を確認するため、必要に応じて、断面詳細図、メーカー仕様書、材料のパンフレット等をご提出ください。
○	ヘ、基礎の状況に関する次のいずれかの資料	<ul style="list-style-type: none"> i) 基礎伏図および断面図(矩計図は断面図でも差し支えない。) ii) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料(平面図または立面図等へ記載したもので差し支えない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。
○	ト、2階の状況に関する次のいずれかの資料	<ul style="list-style-type: none"> i) 2階床伏図 ii) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料(平面図へ記載したもので差し支えない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください(3階建ての場合は3階床伏図も含む。) なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書(主要構造部の認定を受けたものに限る。)」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。
◎	チ、防水措置の状況に関する次のいずれかの資料	<ul style="list-style-type: none"> i) 矩計図 ii) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料(平面図または立面図等へ記載したもので差し支えない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。
○ ◎	リ、地盤調査に関する次のいずれかの資料	<ul style="list-style-type: none"> i) 地盤調査報告書(考察含む) ii) 現地調査チェックシート ※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 ・「既存部分のリフォーム工事」で、2階を重ねて増築を行う場合や住宅の荷重が著しく重くなるリフォーム工事を行う場合、ご提出ください。 ※4 2階建以下の戸建木造住宅の場合は、地盤調査報告書に代えて現地調査チェックシート(チェックの結果、地盤調査が不要と判断されたもの)に代えることができます。



申込プラン		提出書類	備考
D	A B C		
	○	ヌ、基礎設計のためのチェックシート	・木造住宅の「基礎新設増改築工事」で、地盤補強の可否等の判断根拠（考察）とした場合、ご提出ください。
	○	ル、構造図 i) 標準仕様書 ii) 特記仕様書 iii) 標準配筋図 iv) 伏図（杭伏図、基礎伏図、各階床伏図、屋根伏図） v) 軸組図 vi) リスト（杭、基礎、基礎梁、柱、梁、壁、スラブなど） vii) 配筋詳細図	・木造住宅以外の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 なお、建築基準法第 68 条の 10 にもとづく「型式住宅適合証明書（主要構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。
○	○	8 確認済証（写）または確認申請書（写）	・当該リフォーム工事が建築確認を受けている場合にご提出ください。
○		9 新耐震基準に適合することを証する書面（次のいずれか） ・耐震基準適合証明書（写） ・建設住宅性能評価書（既存住宅）（写） ・新耐震基準に適合する改築工事等について、建築確認を受けている場合は、検査済証（写） ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人 日本建築防災協会）における耐震診断結果（一般診断法または精密診断法） ・構造計算書 ・壁量計算書	・「構造耐力上主要な部分に係る改修を実施かつ 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築確認申請を行った住宅」の場合、ご提出ください。
○	○	10 設計施工基準 第 3 条確認書	・設計施工基準により難しい仕様（不適合な部分）がある場合、事業者様は、事前に 3 条確認を行うか、または既に 3 条確認がされている建材等を用いることが必要です。保険申込窓口または建材メーカー等から発行される 3 条確認書のコピーをご提出ください。
○	○	11 団体会員であることを証する書面（写）	・当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを証する書面をご提出ください。 ・団体 S をご利用の場合の提出書類は、当社にお問合せください。



④申込書類の提出先

保険契約申込に必要な書類一式は保険申込窓口へご提出ください。

保険申込窓口は、住宅保証機構ホームページの「まもりすまいリフォーム保険のお申込窓口」(<https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)をご確認ください。

また、当社の保険を利用するためには、現場検査に合格することが必要です。不合格の場合、補修工事による是正が必要となります。是正が行われない場合、保険の契約締結ができませんので、あらかじめご了承ください。

⑤「保険契約申込書受理証」等の送付

保険契約の申込が受理されますと、保険申込窓口から以下の書類を送付いたします。受理証の記載内容に誤りがないかご確認ください。

申込受理後に申込内容の変更が生じた場合は「保険契約申込事項変更届」に正しい内容を記入し、保険申込窓口へご提出ください。

送付書類	備考
保険契約申込受理証	受理証には保険契約申込書に記載の現場検査希望日を表記しておりますが、現場検査は 保険料等の入金確認後の実施 となりますことをご了承ください。また、工事の進捗により予定していた現場検査日時の変更をご希望される場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口にご連絡ください。
振込用紙	整理番号欄には申込受付番号をご記入ください。
保険料等ご請求書	受理証記載の金額と一致しているかご確認ください。
保険証券発行申請書	リフォーム工事完了後、証券発行申請時にご提出ください。
リフォーム工事完了日確認書	工事完了時の現場検査が完了した後、保険契約申込者および発注者の双方により工事完了の確認を行っていただきます。この確認日を「工事完了日確認書」に記載し、保険契約申込者および発注者双方の署名、または記名押印したものを、証券発行申請時にご提出ください。

⑥保険料等の振込み

振込用紙が届いたら請求金額をご確認のうえ、2週間以内に当社指定の口座までお振込みください。

保険料等をご入金いただかないと現場検査を実施することができません。申込みから現場検査予定日までの期間が短い場合はすみやかに振込み手続きをお願いいたします。



2. 現場検査

現場検査とは、保険契約の申込住宅のリフォーム工事の施工中や完了後の状況を、現場検査員が現地で確認するものです。現場検査を実施する際には、申込書に記載された現場検査立会者の立会いをお願いしています。

なお、**現場検査は設計施工基準への適合を確認するためのもの**であり、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築士法に定められた工事監理とは異なります。

(1) 現場検査の回数と時期

① 既存部分のリフォーム工事

既存部分のリフォーム工事を行う場合は工事内容により検査回数が異なりますが、**完了時検査**は必ず行います。

構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事を含む場合には**施工中**の検査を実施します。

工事内容	検査回数	検査時期	
構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事がある場合	2回	1回目	保険対象リフォーム工事の工事中で、当該工事部分に係る構造躯体が露出している時期（施工中検査）
		2回目	保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査）
上記以外※	1回	保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査）	

※ 構造耐力上主要な部分のリフォーム工事を実施する場合であっても、当該工事が構造耐力上主要な部分の**新設・撤去**を伴わない場合（例：設備機器設置のために構造躯体を貫通する穴を空け、その補強をした場合 等）は、リフォーム工事完了時の現場検査のみ（1回）となります。

② 基礎新設増改築工事

基礎新設増改築工事を行う場合はまもりすまい保険（新築）の検査回数に準じます。

<木造住宅、3階建て以下の場合>

建物階数 (地階を含む)	検査回数	検査時期	
3回以下	2回	1回目	基礎掘削工事完了時
		2回目	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時



(2) 現場検査の日程調整

保険契約申込書に記載の現場検査希望日の7日前頃までに、現場検査員より現場検査日時について確認のご連絡をいたします。

工事の進捗状況により予定した現場検査日時を変更する場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口にご連絡をとり、調整を行ってください。

(3) 現場検査時に必要な書類等

現場検査の際は、その時点でのリフォーム工事の施工状況を「リフォーム保険」施工報告書^{*}にまとめていただき、現場検査員にご提出ください。書類は住宅保証機構ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます (<https://www.mamoris.jp/download/>)。

※「**リフォーム保険**」**施工報告書**とは、施工者の工事の自主管理を目的として作成した書式で、工事が進んだ項目および未施工部分について記入（当該リフォーム工事に関わらない項目は記入不要です。）し、現場検査の際にご提示いただくものです。現場検査員が目視・計測により直接確認ができない事項について、施工状況を確認するために使用します。

(4) 現場検査の立会い

現場検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、原則として、保険契約申込書に記載の現場検査立会者に立会いをお願いいたします。

■発注者様への現場検査協力のお願ひ■

まもりすまいリフォーム保険のご利用に際しては、既に居住されている住宅の現場検査を実施することになりますので、リフォーム工事発注者様にもあらかじめ現場検査の趣旨等をご説明いただき、ご理解いただくことが必要です。

リフォーム工事発注者様が住宅居住者と異なる場合、登録事業者様は保険申込前にまもりすまいリフォーム保険の主旨を住宅居住者にも以下の点をご理解いただくようお願いします。

- ① リフォーム工事の内容により屋内・屋外の現場検査を行います。
現場検査の実施にあたり、周囲の荷物または家具等の移動をお願いすることがあります。
現場検査員は、責任上原則として自ら家具の移動等を行うことができませんのでご協力をお願いします。
- ② 現場検査の際、リフォーム工事の内容により、a)電気をつける b)水を流す等により確認を行う場合があります。あらかじめご了承くださいますようお願いします。



(5) リフォーム工事完了の確認

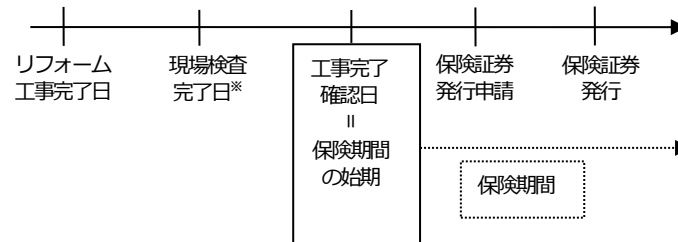
リフォーム工事が完了し、現場検査が完了したら、保険契約申込者様・発注者様との間でリフォーム工事の完了を確認し「リフォーム工事完了日確認書（当社指定書式）」の作成をお願いいたします。書類は住宅保証機構ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます

(<https://www.mamoris.jp/download/>)。

「**工事完了確認日**」とは、保険契約申込者様・発注者様間でリフォーム工事および現場検査完了後、工事の完了を確認していただいた日をいい、原則として**現場検査完了日よりも後**の日付となります。

なお、現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正後、現場検査員による確認を受けるまでは現場検査完了とはなりません。

＜リフォーム工事完了確認の流れ＞



※基礎新設増改築工事のみ行う場合は、まもりすまい保険（新築）に係る現場検査の回数および時期と同じで、屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時となります。

(6) 保証書の発行

保険の対象となるリフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、住宅保証機構指定の書式による**保証書**の発行をお願いいたします。

保証書の雛形は住宅保証機構ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます (<https://www.mamoris.jp/download/>)。

事業者様がこの保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払い事由となる瑕疵担保責任を履行したことになります。なお、リフォーム保険契約の保証範囲を超えた内容の保証書を発行した場合、保険契約の範囲外の保証部分につきましては、当該リフォーム保険での保険金支払対象にはならないことをご了承ください。



3. 保険証券発行

リフォーム工事が完了し、保険契約申込者様・発注者様間で工事の完了をご確認いただいたら、「保険証券発行申請」を行います。「保険証券発行申請」を行わないと**保険契約が締結**したことになりませんので、忘れずに申請をお願いいたします。

(1) 保険証券発行申請に必要な書類

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

提出書類	備考
◎ 1) 保険証券発行申請書	
○ 2) 保険契約申込事項変更届	当初の保険契約内容に変更事項がある場合は提出をお願いします。
◎ 3) リフォーム工事完了日確認書 (写)	・当社指定の書面を利用してください。 ・リフォーム工事完了日確認書に記載されている「工事完了確認日」が保険開始日となります。
◎ 4) 保証書 (写)	・当社指定の雛形を利用してください。 ・保険対象リフォーム工事に係る請負契約にもとづく瑕疵担保責任を約定したことを証する書面となります。
○ 5) 契約内容確認シート	申込時に未提出の場合は提出をお願いします。

(2) 申請書類の提出先

保険証券発行申請に必要な書類は保険契約申込受理証に記載の保険申込窓口へご提出ください。

なお、**保険証券は、保険契約締結の証**として発行するものです。保険申込時より契約内容の変更（保険金額、保険の種類の変更等）が生じた場合は、必ず保険証券発行申請までに保険申込窓口にお申し出ください。

(3) 「保険証券」と「保険付保証明書」の発行

保険証券が発行されることにより、保険期間が確定し、**保険契約締結**となります。

保険申込窓口へ保険証券発行申請を行うと、保険申込窓口での書類審査を経て住宅保証機構より下記の書類を送付いたします。

発行書類	添付書類
保険証券 (保険契約申込者様用)	・住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款と特約条項
保険付保証明書 (リフォーム発注者様用)	・まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内 (リフォーム発注者様用)

保険契約申込者様は、リフォーム発注者様への引渡しの際、「保険付保証明書」と「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内 (リフォーム発注者様用)」をお渡しください。



4. 保険契約の取下げ・解除

保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、原則として、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、保険申込窓口にお問合せください。

なお、保険契約締結後の変更および解除については、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款」および「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内」によりご確認ください。

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社 (<https://www.mamoris.jp/>)

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

電話：03-6435-8870

※ 保険申込窓口については住宅保証機構ホームページ (<https://www.mamoris.jp/>) をご覧ください。